

介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担と上限額

要支援認定によって「要支援1・2」と認定された人および基本チェックリストによって「事業対象者」と判定された人は、原則として費用の1割、一定以上所得者は2割～3割を負担することでサービスを受けられます。また、要支援状態区分によりサービス費用の1ヶ月あたりの上限額が決められています（右表参照）。

要支援状態区分	限度額（1ヶ月）
事業対象者	5,032単位
要支援1	
要支援2	10,531単位

※1単位当たりの単価は、事業所所在地に応じた国の地域単価または国が規定する単価から保険者が選択して規定した単価となり、サービスの種類によって異なります。

※事業対象者の限度額は原則として要支援1の限度額を目安としますが、利用者の状態によっては、これを超えることが認められる場合があります。

●2割負担となる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

●料金のめやす(1割負担の場合)

【訪問型サービス】

・介護予防訪問型サービスのみの利用(月額制)

対象者	利用内容	料金(月額)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	週1回程度	1,226円
	週2回程度	2,448円
要支援2	週2回超	3,884円

・生活支援訪問サービスのみ、または生活支援訪問サービスと介護予防訪問型サービスを組み合わせての利用(回数制)

対象者	利用内容	料金(1回あたり)	
		生活支援訪問サービス	介護予防訪問型サービス
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	週1回程度	252円(月4回まで)	280円(月4回まで)
	週2回程度	256円(月9回まで)	284円(月8回まで)
	20分未満	157円(要支援2:月25回まで) 157円(上記以外:月15回まで)	174円(要支援2:月22回まで) 174円(上記以外:月14回まで)
要支援2	週2回超	269円(月14回まで)	299円(月12回まで)

・短期集中専門訪問サービス利用の場合

対象者	料金(1回あたり)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	400円 (負担割合に関わらず定額料金)

【通所型サービス】

・介護予防通所型サービスのみの利用(月額制)

対象者	利用内容	料金(月額)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1の人	週1回程度	1,718円
	週2回程度	3,521円
要支援2	週1回程度	1,761円
	週2回程度	3,521円

・生活支援通所サービスのみ、または生活支援通所サービスと介護予防通所型サービスを組み合わせての利用(回数制)

対象者	利用内容	料金(1回あたり)	
		生活支援通所サービス	介護予防通所型サービス
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1の人	週1回程度	316円(2時間以上5時間未満・月5回まで)	395円(月4回まで)
		356円(5時間以上・月4回まで)	
要支援2	週2回程度	325円(2時間以上5時間未満・月10回まで)	406円(月8回まで)
		366円(5時間以上・月9回まで)	

・短期集中専門通所サービス利用の場合

対象者	料金(1回あたり)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	350円 (負担割合に関わらず定額料金)